

名古屋市告示第 181号

瀬戸市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1項の規定に基づき、瀬戸市の消防通信指令に関する事務の委託を受けたので、同条第 3項において準用する同法第 252条の 2の 2第 2項の規定により、次のとおり規約を告示します。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

瀬戸市と名古屋市との間の消防通信指令に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1項の規定に基づき、瀬戸市（以下「甲」という。）は、次に掲げる消防通信指令に関する事務（消防通信指令施設（当該事務を一元的に行うために設けられた施設をいう。）において行うものに限る。）（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 災害に係る通報等の受理に関する事務
- (2) 出動命令に関する事務
- (3) 消防通信の統制に関する事務
- (4) 情報の収集及び伝達に関する事務
- (5) 前各号に掲げる事務に付随する事務

（管理及び執行の方法）

第 2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（

以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第 3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

(経理)

第 4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る支出については、その経理を明確にしなければならない。

(会議)

第 5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第 6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

(その他必要な事項)

第 7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 7年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課